

Ⅲ すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

- 親が働いているいないにかかわらず、すべての子ども・子育て家庭を支援するという観点、及び子どもの成長に応じて必要なサービスが確実に利用できるという観点から、子育て支援策を充実する必要があります。
- このため、乳幼児を持つ家庭、児童・生徒を持つ家庭、配慮を要する子どもを持つ家庭が、安心して子育てをできるように切れ目ない支援を行うとともに、子育て家庭の安全な生活環境を整備します。

(1) 子育て家庭への支援を充実する

8 自宅で子どもを育てている家庭への支援

現状と課題

- 本県では、低年齢児（0歳から2歳児）の認可保育所の利用率は約15%であり、低年齢児を持つ親の約8割は自宅で子育てをしています。

核家族化や都市化が進み、地域とのつながりが希薄になっている中で、身近に相談できる相手がいないなど、こうした専業主婦層の子育ての孤立感、不安感や負担感が増大しています。

平成20年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によれば、「困ったときや不安なときに相談できる人がいない」人は、子育てに喜びを感じる時が少なく、自宅で子育てを行う家庭の孤立化を防ぐことが重要となっています。

図表 36 子育ての不安・負担に思っていることと子育ての喜びの度合いとの関係(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部「少子化に関する県民意識調査」（平成20年度）

- 自宅で子育てを行う家庭に対する支援は、子育て支援センターやつどいの広場など、地域子育て支援拠点施設への来所者向けのサービスが中心でしたが、どのような支援サービスがあるのか必要な人に知られていない、支援を必要とする家庭に関する情報を関係支援施設相互で共有する体制づくりがなかなか進まないなどの課題が指摘されています。

このような課題を解決し、自宅で子育てを行う家庭における保護者の孤立感、不安感を解消するためには、

- ① 自分で子育て支援施設等へ来所できない保護者への働きかけ
- ② 子育て支援施設相互の連携強化、要支援家庭に関する情報の共有化
- ③ 個々の家庭に対する支援の情報提供・相談体制の強化

などの切れ目ない支援を実施していくことが必要です。

- 市町村においては、生まれて間もない乳児のいる家庭への全戸訪問や、継続的な支援を必要とする家庭に対する指導・助言等を実施しており、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や負担の軽減を図っています。

特に養育支援が必要な家庭に対しては、積極的にアプローチを行い、関係機関との連携を図りながら適切な養育が行われるよう、継続的かつ効果的に支援していくことが必要です。

- 保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れなどによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター、駅周辺等の利便性の高い場所などにおける児童の一時預かりを一層促進していく必要があります。

今後の展開方向

(子育て情報・支援ネットワークの構築)

- 妊婦や子育て家庭が市町村の指定する施設に登録することにより、切れ目ない情報提供が受けられる「子育て情報・支援ネットワーク」を構築し、子育て支援サービスの利用につなげる事業を実施します。(健康福祉部)

(地域における子育て支援機能の充実)

- 気軽に親子で集える場所として、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを提供できるよう、NPO等と協働しながら地域における子育て支援拠点の充実を図ります。(健康福祉部)
- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握などを行い、必要に応じて関係機関との連携を図り、継続的かつ効果的に養育支援が行えるよう市町村を支援します。(健康福祉部)
- 地域における子育てのネットワークづくりを支援する子育てネットワーカーを養成し、地域における子育て支援のリーダーとして活動できるよう支援するとともに、必要に応じて幼稚園や保育所、学校等と連携を図ります。(教育委員会)

(一時預かり事業等の拡大)

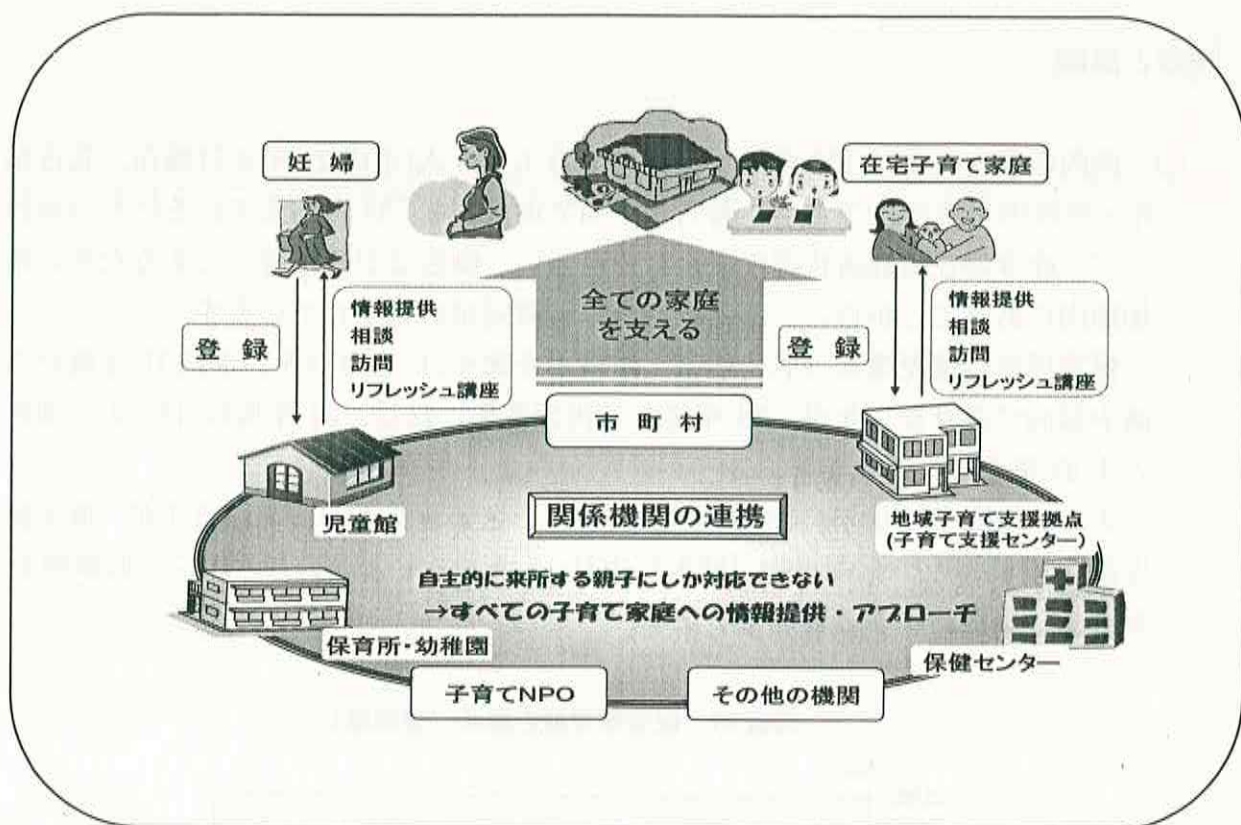
- 保育所、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター、駅周辺等の利便性の高い場所などにおける児童の一時預かりを市町村、子育て支援NPO等と連携し一層促進します。(健康福祉部)

重点チェック項目

項目名	現 況		目 標	
	年 度	数 値	年 度	数 値
子育て情報・支援ネットワークの構築市町村数	21	0	26	30市町村
一時預かり事業の実施箇所数 ^(※)	21	229箇所 (394箇所)	26	255箇所 (449箇所)

※()は名古屋市・中核市を含む参考値

《子育て情報・支援ネットワークの仕組み》



用語解説

<地域子育て支援拠点施設>

子育て等に関する相談の実施や親子の交流の促進等を行う機能を持つ子育て支援施設。施設の規模等により、ひろば型、センター型、児童館型に分けられる。

<ファミリー・サポート・センター>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員互助組織。

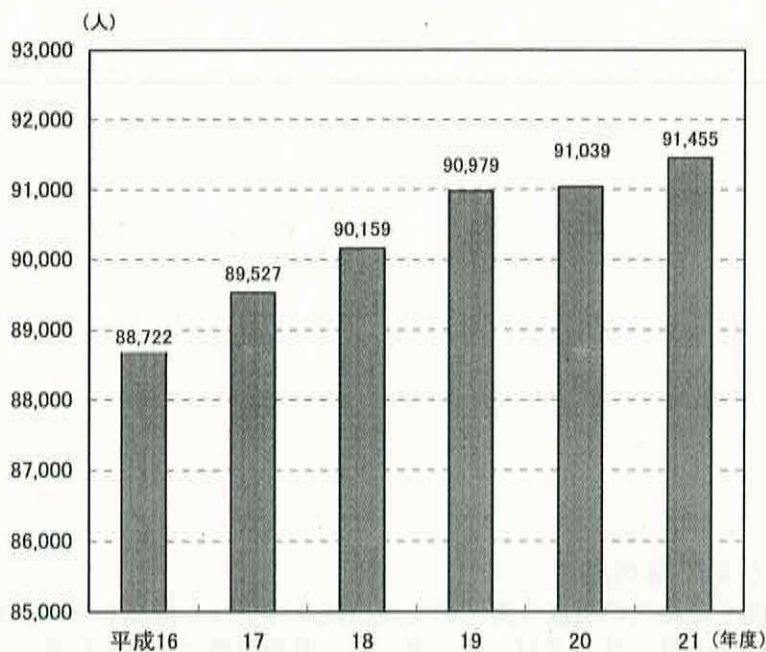
現状と課題

○ 県内の保育所数は732か所、定員は9万1,455人(平成21年4月現在、名古屋市・中核市を除く。)であり、過去5年間で定員が2,733人増えているにもかかわらず、昨今の社会経済状況の悪化などに伴い、働きながら子育てをする女性が増加傾向にあることから、一部地域では、待機児童が発生しています。

保育所の待機児童数(名古屋市・中核市を除く。)をみると、平成16年度から減少傾向にありましたが、20年度から再び増加に転じ、21年度は162人で前年の1.62倍となっています。

また、待機率は0.2%で全国平均(1.2%)を大きく下回っていますが、低年齢児割合が98%と、全国平均(82%)より16ポイントも高いことから、低年齢児対策を一層推進する必要があります。

図表 37 保育所定員の推移(愛知県)

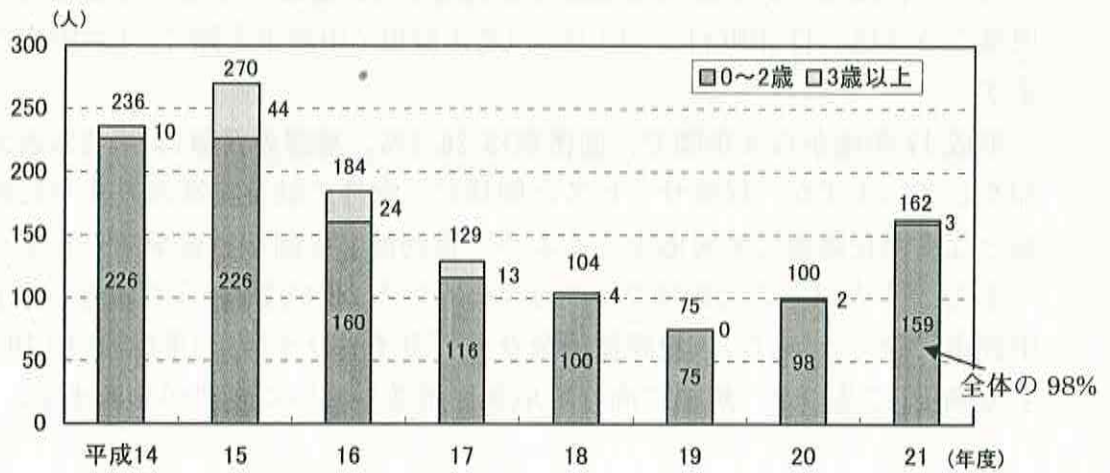


資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」
 厚生労働省「福祉行政報告例(平成21年4月分概数)」

注1：名古屋市・中核市を除く

2：各年4月1日現在

図表 38 待機児童数の推移（愛知県）



資料：厚生労働省「保育所入所待機児童数調査」

注1：名古屋市・中核市を除く

注2：各年4月1日現在

- 平成20年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によれば、女性が子育てをしながら働く上での問題点として、「子どもの病気など急用が入ったとき、職場で柔軟な対応ができない」が6割以上と高くなっています。

子どもが病気の際に病院・診療所、保育所等で一時的に預かるサービスを市町村と連携しながら進めています。一部の市町村にとどまっておらず、一層の拡大が求められます。

- 保護者の働き方の多様化に伴う様々な保育需要にも応えられるよう、休日保育や延長保育などのサービスを充実していく必要があります。

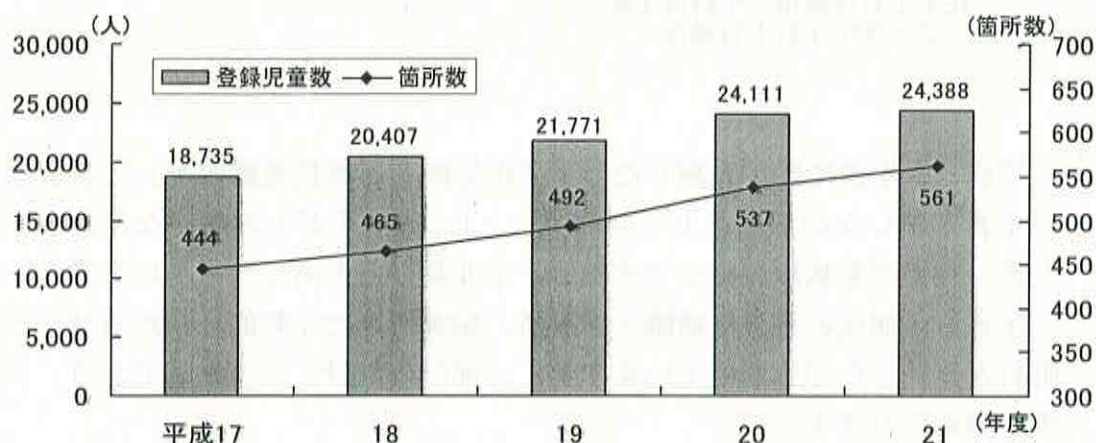
保育所に発達障害のある子どもが入所するケースも増えているため、障害児保育の実施に必要な専門的な知識及び技術を習得するための研修を充実し、保育士の資質向上に努める必要があります。

- 労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童(概ね 10 歳未満)に対して、授業の終了後に児童館等を利用して、遊びや生活の場を与える放課後児童クラブは、47 市町村で 561 箇所(名古屋市・中核市を除く。)が実施されています。

平成 17 年度から 4 年間で、箇所数は 26.4%、登録児童数は 30.2%と大幅な増加をしていますが、保育サービスと同様に、女性の就業意欲の高まりに応じて必要となる潜在需要にも対応できるよう、量的拡大を図る必要があります。

また、71 人以上の大規模クラブが 46 クラブ(平成 21 年 5 月現在、名古屋市・中核市を除く。)あり、「放課後児童クラブガイドライン」(平成 19 年 10 月、厚生労働省)に基づき、解消に向けた取組を推進していく必要があります。

図表 39 放課後児童クラブの箇所数及び登録児童数の推移(愛知県)



資料：厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

注 1：名古屋市・中核市を除く

2：登録児童数は 5 月 1 日現在

- 小学校の余裕教室等を活用し、地域の方の参画を得て、子どもとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う「放課後子ども教室」は、36 市町村で 160 箇所(名古屋市・中核市を除く。)の実施にとどまっています。

このため、人材確保や実施場所の確保などの課題を抱えている市町村への支援が必要です。

- 放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」が平成 19 年度に創設されており、さらに推進していく必要があります。

今後の展開方向

(待機児童対策の推進)

- 良好な保育環境を確保するとともに保育士の負担の軽減を図るため、低年齢児を担当する保育士の配置への支援や、産休明けや育休明けの保護者が希望する時期に子どもを保育所に入所させることができるよう、あらかじめ保育士を配置するための支援を行います。 (健康福祉部)
- 家庭的保育者(保育ママ)が、保育所から技術的な支援を受けながら、自宅等で少人数の児童の保育を実施する「家庭的保育事業」を推進します。 (健康福祉部)

(多様なニーズに対応した保育サービスの量的拡大)

- 病中や病気の回復期にある子どもを、病院・診療所、保育所等で一時的に預かる病児・病後児保育事業を推進します。 (健康福祉部)
- 保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育ニーズに応えるための休日保育事業、延長保育事業、特定保育事業を推進します。 (健康福祉部)

(保育サービスの質的向上)

- 現任の保育士に対する研修を実施し、保育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や障害児保育などの多様な保育ニーズに対応できるよう専門性や実践力など資質の向上を図ります。 (健康福祉部)
- 認可外保育施設についても、児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境が確保されるよう指導監督に努めます。 (健康福祉部)

(放課後子どもプランの充実)

- 放課後児童クラブについては、地域の実情、待機児童の解消などを考慮しながら小学校区に1箇所程度の実施となるよう市町村に働きかけます。
また、71人以上の大規模クラブの解消を図ります。
指導員に対する専門的知識や技術的技能に関する研修を行うなど、指導員の資質向上を図ります。 (健康福祉部)
- 放課後子ども教室については、実施市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。 (教育委員会)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
低年齢児保育の受入児童数 ^(※)	21	16,157人 (32,075人)	26	20,100人 (37,688人)
病児・病後児保育の実施箇所数 ^(※)	21	24箇所 (39箇所)	26	42箇所 (62箇所)
延長保育の実施箇所数 ^(※)	21	336箇所 (593箇所)	26	369箇所 (673箇所)
休日保育の実施箇所数 ^(※)	21	20箇所 (34箇所)	26	39箇所 (59箇所)
放課後児童クラブの実施箇所数	21	561箇所	26	650箇所

※()は名古屋市・中核市を含む参考値

用語解説

<保育所入所待機児童>

保育所入所申し込みが市町村に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない児童。

<発達障害>

☞ P101 ページ

<家庭的保育事業>

家庭的保育者（保育ママ）として、市町村長が行う一定の研修を修了した保育士（保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者を含む。）が、保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けながら、自宅等において保育に欠ける少数の就学前児童を保育する事業。

<特定保育事業>

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育する事業。

<認可外保育施設>

乳幼児の保育を目的とする施設で、知事の認可を受けていない施設(保育者の自宅で行うもの、少人数のものも含む。)の総称。

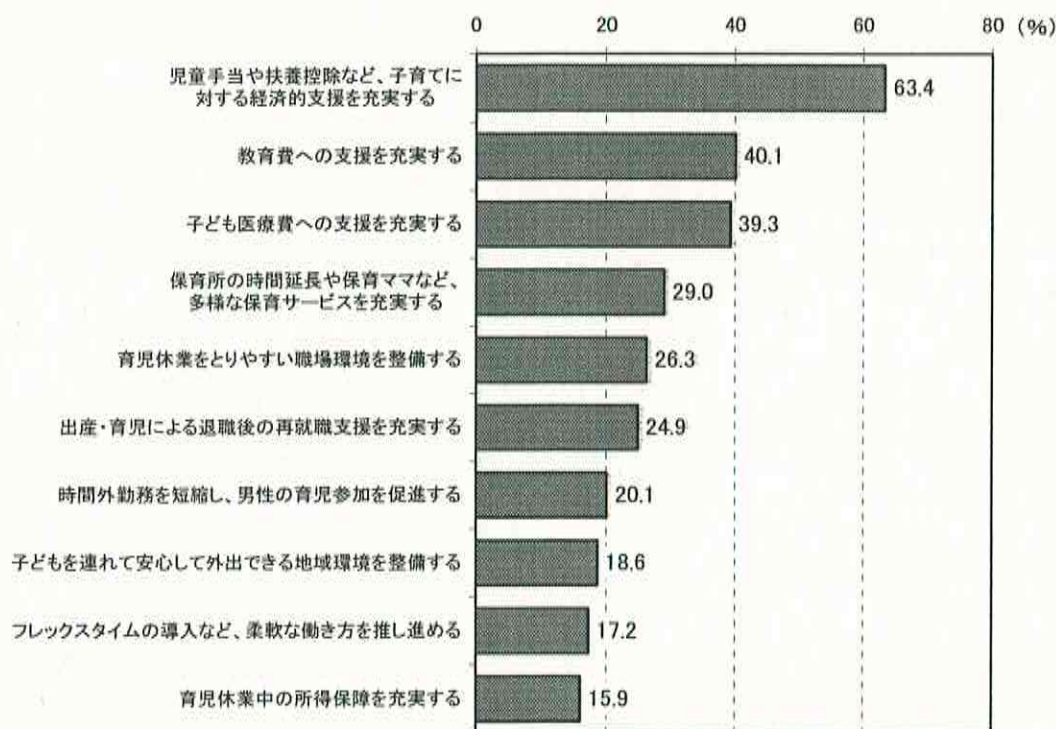
施設の名称は、〇〇保育所、〇〇保育園、〇〇保育室、〇〇託児所、〇〇ベビールームなど様々で、その施設や保育の内容は、施設により異なる。

施設名	所在地
〇〇ベビールーム	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇保育室	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇託児所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇保育園	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇保育所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇ベビールーム	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇保育室	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇託児所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇保育園	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇保育所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇ベビールーム	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇保育室	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇託児所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇保育園	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
〇〇保育所	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番

現状と課題

- 平成 20 年度に県が実施した「少子化に関する県民意識調査」によれば、県民が期待する育児支援対策として「児童手当や扶養控除など、子育てに対する経済的支援を充実する」(63.4%) が最も多く、次いで「教育費への支援を充実する」(40.1%)、「子ども医療費への支援を充実する」(39.3%) となっています。

図表 40 期待する育児支援策(愛知県)



資料：愛知県健康福祉部「少子化に関する県民意識調査」(平成 20 年度)

- 県では、これまで教育費、医療費の軽減のほか各種手当などにより、子育て家庭への経済的支援を実施してきていますが、昨今の経済情勢の悪化などにより、以前にも増して、経済的支援の充実が求められています。
- 平成 21 年度までは児童手当が小学校修了まで(所得制限有)支給されていますが、22 年度からは「子ども手当」が中学校修了まで支給されることとなります。

今後の展開方向

(子育てにかかる経済的支援の推進)

- 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援し、安心して出産し子どもが育てられる社会をつくるため、子ども手当が支給されます。
(健康福祉部)
- 子どもが必要な医療を安心して受けられるよう医療保険の自己負担分(通院費は小学校入学前まで、入院費は中学校卒業まで)を公費で支援します。
(健康福祉部)
- 保育料の高い3歳未満児のうち、第三子以降の子どもの満3歳到達年度末までの保育料の無料化を継続します。
(健康福祉部)
- 私立幼稚園に対する授業料等の軽減補助(第三子以降の満3歳児の授業料等無料化を含む)を実施します。
(県民生活部)
- 私立高等学校の全日制課程に入学した生徒の入学納付金の負担の軽減を図ります。
(県民生活部)
- 県立高等学校では、経済的な理由により困難な場合は、入学料の減免を実施します。
(教育委員会)
- 平成22年4月より県立高等学校の授業料は無償化となりますが、その対象外の生徒のうち、経済的な理由により修学が困難な方に対しては、授業料の減免を実施します。
(教育委員会)
- 私立高等学校及び私立専修学校高等課程に通う生徒の授業料の軽減を実施します。
(県民生活部)
- 経済的に修学が困難な高等学校等の生徒を支援するための奨学金制度を、一人でも多くの生徒が利用できるよう、各学校、保護者に対して制度の周知徹底を図ります。
(県民生活部、教育委員会)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
子ども医療費無料化の対象者	21	通院：小学校入学前まで 入院：中学校卒業まで	26	継続実施

(2) 子どもの健やかな成長を支援する

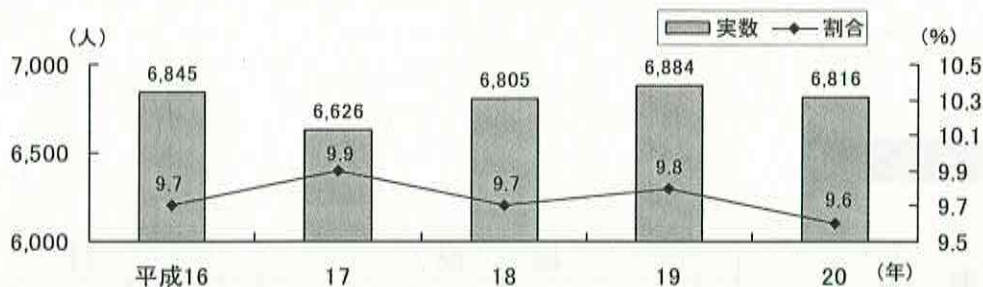
1.1 子どもの健康の確保

現状と課題

- 子どもの心とからだの健康の保持増進を図るための基本的な母子保健サービスは、市町村において実施されています。中でも、受診率90%以上の乳幼児健康診査は多くの親子が集まることから、子育て支援の場としての機能も求められており、さらに充実することが必要です。
- 近年、思春期における麻疹の流行が社会問題となっています。乳幼児期から麻疹を始めとする定期予防接種の正しい知識の普及に努める必要があります。
- 乳幼児の死亡の原因の上位に「不慮の事故」があります。家庭や地域の関係機関等において、乳幼児の成長発達段階に応じた子どもの事故防止のための対策を推進することが必要です。
- 全出生児を対象に病気の早期発見・早期治療のため、先天性代謝異常等検査を行っています。

また、身体の機能が未熟なまま出生した子ども（未熟児）や慢性の病気により、長期にわたり療養を必要とする子ども（小児慢性特定疾患児）を抱える家庭に対し、療育上必要な医療費の負担軽減や家庭訪問指導などの支援を実施していますが、子どもの適切な療育を確保するため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し、地域での支援体制を充実することが必要です。

図表 41 未熟児(2,500g未満)の出生数と割合(愛知県)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 近年、子どもの食事や睡眠などの基本的な生活習慣の乱れと、学習意欲や体力、気力の相関関係が指摘されています。

早寝早起き、就寝前の歯磨きや外から戻った時のうがい、毎朝の排便、排泄後

や食事前の手洗い、よく噛んで食べること、背筋を伸ばし、正しい姿勢をとることなどの習慣を幼児期から身につけることは、病気を予防し、健康なからだづくりにつながります。

そのことを親や子どもに理解しやすいように伝えていくことが重要であり、家庭・地域・学校と行政が一体となって子どもの生活習慣づくりに取り組むことが必要です。

- 核家族化の進行、家庭や地域の子育て機能の低下などの社会環境の変化に伴い、子どもの病気等に対する親の不安は年々増大しています。

県が県医師会に委託して実施している小児救急電話相談件数でみると、平成20年度は5,245件と17年度に比較して3倍以上増加しており、体制の強化が求められます。



資料：愛知県健康福祉部調べ

- 小児科が休診している休日・夜間における救急医療機関の外来利用も増加しているため、救急受診の適正化を推進していく必要があります。

- 小児救急重症患者は、成人に比べて症状の把握が困難なことから、小児科医が勤務する病院による小児救急医療体制の整備が必要であり、一般的な救急医療体制の後方支援を行う小児救急医療支援事業を実施しています。

しかし、この事業は、小児科医を手厚く配置する必要があるため、小児科医が不足している現在、名古屋医療圏及び西三河北部医療圏での実施にとどまっており、地域の実情に応じた小児救急医療の確保が必要です。

- 県の調査(平成21年6月)によれば、病院勤務医の不足により県内の小児科を標榜する133病院中12.0%にあたる16病院で、入院診療の休止や診療日数の縮小等の診療制限が行われています。

医師不足は国の制度設計に起因する全国的な課題であり、診療報酬の見直しなど抜本的な対策が必要とされていますが、県では、ドクターバンク事業をはじめとし、救急勤務医等の処遇改善のための支援、かかりつけ医への受診啓発などの対策を実施しており、引き続き推進していく必要があります。

今後の展開方向

(母子保健サービスの充実)

- 乳幼児健康診査等母子保健サービスの機会を子育て支援の場として充実させるとともに、健康診査の結果を母子保健事業や子育て支援等の施策に活用できるように市町村を支援します。 (健康福祉部)
- 乳幼児健康診査やホームページ等さまざまな機会を利用し、予防接種の重要性和副反応に関する情報提供を推進します。 (健康福祉部)
- 市町村や関係機関と連携し、乳幼児の発達段階に応じた具体的な家庭内における事故防止策等の啓発を推進します。 (健康福祉部)
また、あいち小児保健医療総合センターに設置した「子ども事故予防ハウス」を活用した情報や学習機会の提供を行います。 (病院事業庁)
- 学識経験者及び関係機関からなる愛知県母子保健運営協議会において母子保健施策のあり方について検討するとともに、適切な母子保健事業を推進できるように、研修等を通じて母子保健従事者の資質の向上を図ります。 (健康福祉部)

(未熟児、小児慢性特定疾患児等への支援)

- 身体の機能が未熟なまま出生した子ども及び慢性の病気により、長期にわたり療養を必要とする子どもが健やかに過ごせるよう、子どもとその保護者に対する支援体制の充実を図ります。 (健康福祉部)
- 先天性代謝異常等検査を実施し、疾病の早期発見・早期治療の促進を図り、心身障害等の予防に努めます。 (健康福祉部)
- あいち小児保健医療総合センターにおいて、先進的専門的医療の提供、母子保健関係者の質の維持・向上のための専門研修を実施します。 (病院事業庁)

(乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援)

- 家庭・地域・学校と行政が一体となって子どもの睡眠、食事、手洗い、歯磨きなどの基本的な生活習慣づくりのための健康教育や情報提供等を推進します。 (健康福祉部、教育委員会)
- 幼稚園や保育所に通う子どもに対し、手洗い歌「あわあわゴッシーのうた」による正しい手洗いの励行を推進します。 (健康福祉部)
- 学校における食育の中核となる栄養教諭の配置を拡大し、学校給食を通じて食育を展開します。 (教育委員会)
- 各地域で食育の普及活動を行う食育推進ボランティアが、より一層活動の場を広げられるよう支援し、地域や家庭、学校における食育を推進します。

また、民間企業、農業団体等と連携・協力して食べ物の生産現場の見学・体験を行う子ども食育体験教室等を通じて、食べ物への理解を深める取組を進めます。
(農林水産部)

(小児救急医療の充実)

- 小児救急医療支援事業の未実施の医療圏については、保健所に設置している圏域保健医療福祉推進会議等を活用し、2次医療圏ごと又は複数の2次医療圏単位で地域の実情に応じた方策を検討し、小児救急医療体制の確保に努めます。
(健康福祉部)
- 休日等の夜間における看護師・医師による小児救急医療相談体制の充実を図り、夜間救急外来の負担を軽減し、小児救急医療体制の維持を図ります。
(健康福祉部)

(小児科医確保対策の推進)

- ドクターバンク事業をはじめとし、病院勤務医の処遇の改善のための支援、かかりつけ医への受診啓発などの事業を実施します。
(健康福祉部)
- 地域医療再生基金を活用しながら、小児科医の養成や質の向上などをはじめとした新たな医師確保対策を実施します。
(健康福祉部)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
診療制限している病院の割合(小児科)	21	12%	26	低下

小児救急電話相談（#8000）について

県では、県医師会、県小児科医会、県看護協会と連携し、小児を持つ保護者が安心して子育てができる環境づくりを推進し、子育て支援を行うため、小児科医が診療していない休日等の夜間に、看護師（看護師では対応困難な事例は小児科医）による保護者向けの救急電話相談（愛知県小児救急電話相談事業）を行っています。

子どもの病気に関する相談、応急処置についての助言や対応可能な最寄りの小児医療機関の紹介を行っています。

電話番号	#8000(短縮番号)※携帯電話も利用可 052-263-9909(短縮番号が使えない場合)
相談日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
受付時間	19:00～23:00

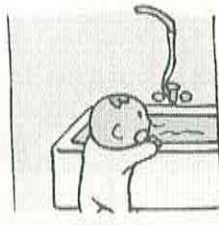


家の中の安全の確保について

赤ちゃんは日々成長発達し、ある日突然、予想もしない行動をとることにより、さまざまな事故が起こります。日頃から赤ちゃんの目線に合わせて、家の中の危険をチェックしてみましょう。



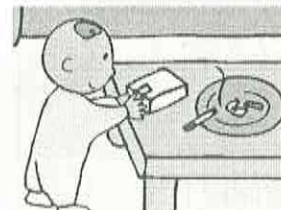
階段



お風呂



うつぶせ寝



たばこ

手洗い歌について

手洗犬ゴッシー



県内の幼稚園児及び保育園児等を対象に、食事前の手洗いの励行と正しい手洗い方法を習得してもらうために、手洗い歌（「あわあわゴッシーのうた」）を作成しました。

おろそかになりがちな手洗いを、歌に合わせて習慣づけ、〇157やノロウイルスによる食中毒や、インフルエンザなどの感染症予防に役立てています。

県HP <http://www.pref.aichi.jp/0000022473.html>

用語解説

<先天性代謝異常>

生まれつき体の中にある物質（酵素）の欠損や働きが十分でないため、体内の代謝がうまくいかず、余計な物質がたまったり、必要な物質が不足したりして、発育障害、知的障害（精神障害）、意識障害など全身に影響を与える疾患群。

<医療圏>

・2次医療圏

通院医療から入院医療までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病院病床の整備を図るための地域単位。愛知県は福祉圏域と整合を図り11地域。

・3次医療圏

高度かつ先進的な医療を提供する病院の整備を図るための単位。愛知県は県内全域。

<ドクターバンク事業>

医師確保及び医療提供体制の充実を図ることを目的として、インターネットを活用した職場を求める医師と医師を求める病院を登録、仲介する無料職業紹介事業。

<あいち小児保健医療総合センター>

あいち健康の森（大府市）の敷地内にあり、保健部門と医療部門を併せ持ち、両部門が相互に有機的に連携することにより、健康や発達について問題を抱える一人ひとりの子どもに対して、総合的に問題解決を図るための施設。疾病予防から、医療、リハビリまでの一貫した包括的ケアを実施。また、時間外の育児相談（時間外電話相談（育児もしもしキャッチ））も実施。

[専用番号 0562-43-0555（火～土 17時～21時、但し休診日を除く）]

<食育>

規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事などを実践したり、食を通じたコミュニケーションやマナー、あいさつなどの食に関する基礎を身につけたり、自然の恵みへの感謝や伝統的な食文化などへの理解を深めたりすることのできる人間を育てること。

<地域医療再生基金>

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域における医療課題の解決を図るため、国の交付金を財源に設置した基金。この基金を活用し、平成21年12月に策定した「地域医療再生計画」に基づき、平成25年度まで各種事業を実施。

1.2 幼児教育の充実

現状と課題

- 都市化の進行や核家族化、地域や血縁のつながりの希薄化など社会が変化している中で、幼児については、自制心や規範意識の不足、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、コミュニケーション能力の不足、運動能力の低下、小学校生活にうまく適応できないなどの課題が指摘されています。

県では、幼児教育の学識経験者等で構成する協議会や各市町村教育委員会の実務担当者で構成する連絡会議等を開催するとともに、幼稚園教員や保育士に対する様々な研修事業等を実施しており、今後も、幼稚園と家庭での生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実が求められています。

- 平成 21 年 4 月に施行された新しい幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、小学校との連携や、家庭・地域との連携の強化などについて相互に内容の整合性が図られています。幼稚園・保育所は、子どもの育ちを支えるための資料として、幼稚園幼児指導要録の写し又は保育所児童保育要録の写しを、小学校へ送付することとなっています。

県では、幼稚園や保育所から小学校へ入学する段階で集団学習や集団生活に円滑に移行できるよう、幼稚園・保育所と小学校の連携に関する取組を進めています。今後も地域の実情に応じ創意工夫した連携を促すとともに、教員・保育者・保護者の交流等を推進していく必要があります。

- 家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、幼稚園においては、地域における幼児期の教育センターとしての機能を生かした子育て支援や預かり保育の一層の充実が期待されています。

- 幼稚園と保育所等のうち教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設として、平成 18 年 10 月に「認定こども園制度」が創設されましたが、全国で 358 園、本県においては 5 園にとどまっています(平成 21 年 4 月 1 日現在)。

平成 20 年 3 月に国が実施したアンケート調査によると、認定こども園を利用している保護者の 8 割近くが認定子ども園を評価していることなどから、今後、制度の普及促進を図り、地域における子育て支援機能を向上していく必要があります。

図表 43 幼稚園教育要領及び保育所保育指針の主な改正点

幼稚園教育要領の改訂のポイント

- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実
- ・幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実
- ・子育て支援と預かり保育の充実

保育所保育指針の改定のポイント

- ・保護者に対する支援の明確化
- ・小学校との連携強化など保育の内容の改善
- ・保育の根幹となる保育課程の編成など保育の質の向上

今後の展開方向

(幼児教育の質の向上・充実)

- 愛知県幼児教育研究協議会等における専門的な研究協議を推進し、その成果の市町村等への普及を図ります。(教育委員会)
- 幼稚園教員に対する研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や多様な保育ニーズに対応できる専門性や実践力などの資質の向上を図ります。(県民生活部、教育委員会)
- 私立幼稚園における預かり保育の実施や、地域における幼児期の教育センターとしての活動を支援するなど、私立幼稚園における幼児教育の充実に努めます。(県民生活部)

(幼児教育と小学校教育の円滑な連携)

- 交流活動や合同研修、カリキュラムの検討などを進めるとともに、幼稚園・保育所と小学校の連携体制を強化します。(県民生活部、健康福祉部、教育委員会)

(認定こども園の設置促進による教育・保育の一体的提供)

- 過疎地域や児童が減少している地域あるいは待機児童が多い地域などで、地域の実情に応じて認定こども園の制度が活用されるなど、教育・保育・子育て支援の機能が総合的に提供されるよう、市町村等を支援します。

(健康福祉部)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
幼稚園や保育所と連携している小学校の割合 ^(※)	21	90.3%	26	100%
認定こども園の設置数	21	5園	26	20園

※名古屋市を除く

用語解説

<幼稚園教育要領>

学校教育法に基づき文部科学省が示している幼稚園の保育内容に関する基準。

<保育所保育指針>

児童福祉法に基づき厚生労働省が示している保育所の保育内容に関する基準。

<幼稚園幼児指導要録>

学校教育法施行規則第 24 条により作成が義務付けられている幼児の学籍並びに指導の過程とその結果の要約を記録した書類。

<保育所児童保育要録>

保育所保育指針により作成が義務付けられている乳幼児期生活の場である保育所での成長の記録を要約した書類。

<預かり保育>

幼稚園において、地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動。

現状と課題

- 新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる活動の基盤として極めて重要になっています。こうした社会では、課題を見出し解決する力、知識・技能の生涯にわたる学習、他人や社会、自然環境とともに生きることなど、変化に対応するための能力が求められています。そのために、次代を担う子どもに必要な能力が、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた「生きる力」といわれています。

新しい学習指導要領では、「生きる力」を育むという理念に基づいて、基本的な生活習慣や社会生活を送る上で必要な規範意識を育成する「道徳教育の改善・充実」が求められています。また、子どもの社会性や豊かな人間性を育む、発達段階に応じた「体験活動の充実」などが求められています。

- 県では、児童生徒の「生きる力」を育むために、限られた授業時間の中で外部人材を活用した特色ある学校づくりを進めています。

小・中学校では、各種分野において幅広い経験や優れた知識・技術をもつ地域の専門家や社会人を特別非常勤講師として活用し、伝統や文化に関する教育や学習内容の充実を図っています。

高等学校では、産業界で活躍する技術者など、様々なキャリアを積んだ社会人から職業に関する知識・技術などについて指導を受け、生徒の知識や技能の深化を図るために、地域の人材（社会人講師）を学校に招へいし、働くことの心構えや、望ましい勤労観・職業観の育成を図っています。

- 道徳教育及び体験活動として児童生徒の豊かな体験活動を推進する事業に取り組むとともに、「心を育てる教育」に取り組む気運を醸成するため、5月と11月を「心の教育推進活動強調月間」とし、家庭・地域と連携しながら道徳教育に関する体験活動、奉仕活動及び講演会などを実施しています。

- 不登校やいじめなどの問題に対処するためには、「豊かな心」を培う教育のほか、学校における相談活動が重要です。

児童生徒の臨床心理に関する高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを県内の小・中・高等学校に配置し、学校全体で、児童生徒のカウンセリング、教員や保護者への助言等を行っています。

- 将来にわたって本県の「ものづくり」を支える確かな技術と優れた研究開発能力を備えた人材を育成するため、地域の大学・企業と連携しながら工業高校生を対象とする長期間の実習を行っています。
- 今後もこうした取組を推進し、学校教育の充実を図ることが求められています。

図表 44 外部人材の活用実績一覧(愛知県)

《小学校》

教科	主な活用内容(職業・職歴等)
総合的な学習の時間・生活科	○文化 ・郷土芸能(ざい踊り、木遣音頭保存会) ・和太鼓(技能資格者、作曲振付師等) ○農林水産 ・入浜式塩田学習(塩づくり名人) ・地域の漁業(漁業従事者)
音楽	・合唱、発声(合唱団員、音楽講師) ・器楽合奏(ピアノ講師、音楽家)
社会	・町探検(陶芸家) ・郷土学習(郷土史家)
理科	・季節と生き物(ビオトープ管理士) ・樹木の観察(樹木医)
国語	・書写指導(ビジネス書法士、書道師範) ・俳句、短詩(俳句作者)
家庭	・味噌作り(農業従事者)

《中学校》

教科	主な活用内容(職業・職歴等)
総合的な学習	○情報 ・コンピュータリテラシー、情報一般(コンサルタント、インストラクター) ○その他 ・読書指導(読み聞かせボランティア)
音楽	・琴、箏(師範) ・合唱(音楽家、指導者) ・和太鼓(技能資格者、作曲振付師)
技術・家庭	・ものづくり、木工(ハンドクラフト講師、大工) ・栽培、園芸(園芸店主)
保健体育	・水泳(インストラクター) ・ダンス(振付師、講師)
国語	・書写指導(書道家、書道講師)
道徳	・生き方について(福祉工房代表)

今後の展開方向

(生きる力や豊かな心を育む教育の推進)

- 特別非常勤講師や社会人講師などの外部人材を活用した専門分野の講義や実技指導などを実施し、児童生徒の主体的・意欲的な学習の展開を図ります。
(教育委員会)
- 家庭・地域・学校が連携し、人権、環境、地域貢献など子どもの道徳観や社会性を育成します。
(教育委員会)
- 体験活動について、活動の機会の増加を図るなど、学校と地域が連携協力しながら、一層充実します。
(教育委員会)
- 性教育、薬物乱用防止などの健康教育に関する教員の指導力・対応力の向上を図るための専門講座等を実施します。
(教育委員会)

(相談機能の強化)

- 全中学校へのスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、小学校へのスクールカウンセラーの配置の拡大を進め、いじめや不登校等の早期発見・早期対応や未然防止に努めるなど、学校における相談体制の強化、充実を図ります。
また、高等学校でもスクールカウンセラーの適切な配置を進めるとともに、各学校の教育相談体制の一層の充実を図ります。
(教育委員会)
- 「あそび・非行型」の不登校傾向にある生徒を支援するためのプログラムの開発に取り組みます。
(教育委員会)

(大学・企業等との連携)

- 大学・企業と連携した高度な実験・実習や技能習得を行い、高校で学ぶ基礎的、基本的な知識、技術及び技能をより発展させ、柔軟で独創性に富んだ発想など探究心を育てることを通して、地域産業の将来を担う人材を育成します。
(教育委員会)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
外部人材の学校年間派遣時間数 ^(※) (小学校)	20	2,463 時間	26	2,500 時間
外部人材の学校年間派遣時間数 ^(※) (中学校)	20	987 時間	26	1,000 時間
スクールカウンセラーの配置校数 ^(※) (小学校)	21	70 校	27	増加

※名古屋市を除く

用語解説

<学習指導要領>

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために文部科学省が定めている基準。教科等の目標や大まかな教育内容が定められている。

<外部人材>

教員以外で、幅広い経験や優れた知識・技術を生かして、教科学習等に計画的に協力する人。

<スクールカウンセラー>

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有し、学校において、児童生徒へのカウンセリング、教職者や保護者に対する助言・援助を行う専門家。臨床心理士、精神科医、心理学系の大学教授など。

<不登校>

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。文部科学省では、「不登校」を理由に年間30日以上学校を欠席した児童生徒数を公表している。

現状と課題

○ いじめや非行など子どものモラルや規範意識が低下する一方、自己肯定感や自己有用感の低下が問題となっています。

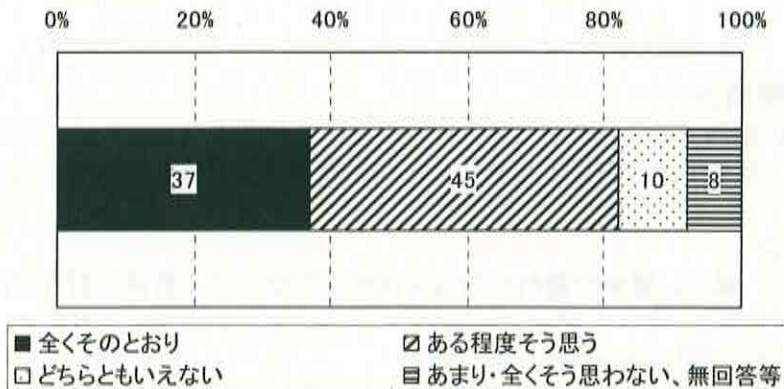
また、同時に、自らの手で困難を解消しながら、たくましく生きていこうとする力の低下も危惧されています。

このような社会性を育む教育は、学校だけでなく、家庭や地域が相互に補完しながら行っていくべきものです。

○ 核家族化・少子化の進行により、過保護・過干渉、放任などといった様々な親子関係の課題とともに、「家庭の教育力」が低下していることが危惧されています。

国立教育政策研究所が子どもを持つ親を対象に実施した調査では、約8割の人が「家庭の教育力が低下している」と認識しています。

図表 45 「家庭の教育力低下」に対する見解(全国)



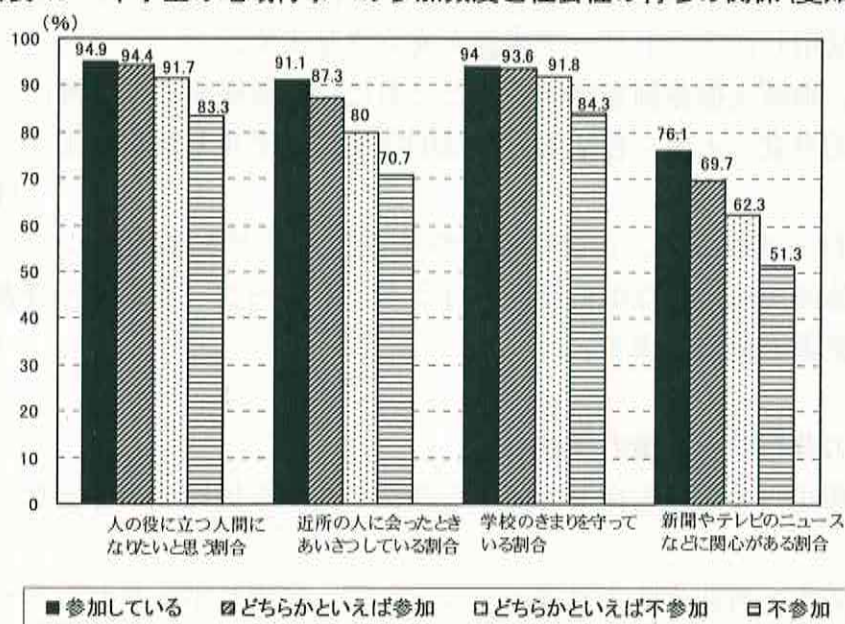
資料：国立教育政策研究所「家庭の教育力再生に関する調査研究」（平成 18 年度）

- 子どもが、地域の中で様々な人と交流、体験等を積み重ねる中で、他者との人間関係や社会規範を学び、人の役にたち、社会で生きていく力を育てていくことも重要です。

しかしながら、都市化の進行により、地域における地縁的なつながりが希薄化し、「地域の教育力」も低下しているといわれています。

「全国学力・学習状況調査」によれば、地域行事への参加頻度が高い子どもほど、あいさつの習慣や世の中の出来事に関心があり、また、社会への貢献意識、規範意識も育まれており、地域全体で子どもの育ちを見守り、支えていくことが求められています。

図表 46 中学生の地域行事への参加頻度と社会性の育ちの関係(愛知県)



資料：文部科学省「平成 21 年度全国学力・学習状況調査」をもとに、愛知県教育委員会作成

- 家庭・地域の教育力の低下が懸念される中で、様々な機関が連携して子どもの社会性を育む取組を継続していくことが必要です。また、不登校やひきこもりなど、学校生活や社会生活に不安や悩みを抱える子どもへのきめ細やかな支援を実施していくことが求められています。

子どもの問題行動を早期に発見し、適切な支援を行うことで非行防止に努めるとともに、非行からの立ち直りを支援する取組も必要です。

地域におけるつながりも希薄化してきており、地域に貢献する活動や、スポーツなど多様な交流活動を通じて、子どもが地域とのかかわりを深めていくことも求められています。

今後の展開方向

(悩みを抱える子どもへの支援の充実)

- 不登校などの問題を抱える家庭に対し、家庭教育相談員及び子育てネットワークによる訪問相談を行い、問題の早期発見、早期解決を図るため、きめ細かな対応をします。

(教育委員会)

- 家庭教育相談員や児童福祉司の助言の下、児童生徒にとってより身近な大学生を話し相手、遊び相手として派遣し、児童生徒の心の安定を図ります。

(健康福祉部、教育委員会)

- ひきこもりを長期化させないため、民間団体、NPO、ひきこもり支援サポーターを活用したアウトリーチ活動を充実させます。

また、地域支援体制を整備するとともに、関係機関との連携によるひきこもりを社会的自立へと導く包括的・継続的な支援モデルを構築します。

(健康福祉部)

- 市町村と連携して、ひきこもりや不登校の子ども等に対して、地域の関係機関・団体等が協議しながら支援を行うネットワーク(子ども・若者支援地域協議会)の整備を促進します。

(県民生活部)

(青少年の非行防止対策の推進)

- 非行防止への取組を様々な団体と連携しながら地域と一体となって推進します。

非行防止・再非行防止対策の一つとして、少年サポートセンターを中心とした少年相談・継続的な補導活動を推進します。

また、少年の居場所づくり活動をはじめとする立直り支援等の取組を推進します。

さらに、学校警察等連絡協議会、スクールサポーターなどの活動を通じて、警察と学校その他関係機関の連携を強化し、少年の非行防止や被害防止に努めます。

(県民生活部、警察本部)

- 青少年に対する有害環境の浄化に向け、適切な規制を実施します。

(県民生活部)

- 悪質な出会い系サイト等の発見に努めるとともに、青少年やその保護者に対して、フィルタリング機能を活用することによる携帯電話やパソコンなどのインターネットを利用する際の安全な利用、出会い系サイトなどの危険性の遮断について広く周知します。

(県民生活部、警察本部)

(地域との関わりを深める取組の推進)

- 地域で青少年教育や青少年対象の体験活動を実施するために、必要な指導者の育成を行うとともに、その活動を企画・運営する機会の提供に努めます。
(教育委員会)
- 地域のだれもがいつでも参加でき多世代交流を進める総合型地域スポーツクラブを育成します。
(教育委員会)
- 高校生が地域に貢献する活動を体験・実践できる機会の充実を図ります。
(教育委員会)
- 学校教育の中で、地域に貢献したり、地域の要望に応えたりする活動を通して、地域の人々との関わりを深め、地域との絆づくりに努めます。
(教育委員会)

重点チェック項目

項目名	現況		目標	
	年度	数値	年度	数値
子ども・若者支援地域協議会を利用できる県内の子ども・若者の割合	21	0	26	70%

用語解説

<ひきこもり>

単一の疾患や障害の概念ではなく、さまざまな要因が重なって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期に渡って失われている状態。

<ひきこもり支援サポーター>

平成 20 年度から愛知県精神保健福祉センターにおいて養成しているボランティア（ハートフレンド）。ひきこもっている本人や家族の求めに応じて、アウトリーチ活動（家庭などを訪問し相談・支援を行う）を実施。

<子ども・若者支援地域協議会>

教育、福祉、医療、労働分野など子ども・若者の育成支援に関連する分野の事務に従事している機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、地方公共団体が単独、又は共同して設置した、関係機関等により構成された協議会。

<少年サポートセンター>

少年問題に関して専門の警察官及び少年補導職員が中心となり、関係機関やボランティア等と連携して、街頭補導、被害少年支援、少年相談、立ち直り支援、広報等の活動を行うために県内 6 か所に設置されたセンター。